

記者会見要旨

日 時：平成 28 年 12 月 21 日（水）午後 2 時 30 分～午後 3 時 20 分
場 所：東京証券会館 9 階 第 1・2 会議室
出席者：稲野会長、森本副会長、岳野専務理事

冒頭、森本副会長から自主規制会議の審議事項等の概要について、岳野専務理事から証券戦略会議の審議事項等の概要について、説明が行われた後、大要、次のとおり質疑応答が行われた。

（記者）

本年最後の会見ということで、本年の株式市場の振り返りと米国トランプ次期大統領の誕生を踏まえた来年の見通しについてお聞きしたい。

（稲野会長）

本年一年のマーケットの動きを振り返ってみると、1月はチャイナショックがあり、原油安の影響も受け、円高が進行する中、株式市場は下落基調で推移した。さらに6月には、英国 EU 離脱が国民投票によって決定されたことを受け、為替は一時 1 ドル 99 円台に突入し、日経平均株価も一時 15,000 円を割り込むなど、前半は軟調に推移した。この間、1月には日本銀行による「マイナス金利付量的・質的緩和政策」が発表されるなど、金融政策の枠組みにも大きな変更があった。

7月以降、株価は緩やかな上昇基調に転じ、11月の米国大統領選挙以降は、選挙結果を受けた翌日のマーケットこそ急落したものの、トランプ次期大統領が掲げる政策実現性への期待感から、堅調な米国株式市場と相俟って、日経平均株価は年初来高値を更新し、足元は 19,000 円台まで回復している状況である。

本年の株式市場は、全般に海外情勢の影響を大きく受けたが、後半は堅調に推移した一年であったと思う。仮にこの水準で年末まで推移するならば、年間で5年連続の上昇となるのでその点にも期待している。

次に IPO についても触れておきたい。本年の IPO は、日銀のマイナス金利政策の導入や英国 EU 離脱などの影響でマーケットの不安定な動きが続いたことから、上場予定を先送りした企業が多かったとみており、前年実績の 98 社より 11 社少ない 87 社となる見通しである。一方で、個人投資家に大変なじみのある企業が上場するなど、話題性に富んだ一年であったのではないかと思っている。特に、本年の最大の IPO となった LINE は初値が公開価格を約 5 割も上回り、時価総額は一時 1 兆円を超え、また、LINE に次ぐ大型案件となった JR 九州においても初値が公開価格を約 2 割上回り、その後の株価も堅調に推移している。

良好なマーケット環境の下で、来年の IPO 件数は本年を上回ることに期待したいが、単に件数が多いから良いというものではなく、上場企業には収益力の確保及び維持、あるいは健全性の確保、適切なディスクロージャーの実施を組織的に継続して行う必要があることから、適切なコーポレート・ガバナンスの仕組みが確立されていることが求められる。我々証券界としては、引き続き、各証券取引所と連携しながら、上場を目指す企業の支援を行っていくとともに、これからの日本を担うであろう優良な企業の発掘にもより一層努めていきたいと思う。

次に NISA 及びジュニア NISA についてであるが、本年から NISA の非課税枠が 120 万円に引き上げられ、6 月末時点で NISA 口座の開設数は 1,029 万口座、買付代金は総額 8 兆 4,000 億円弱となった。制度導入後 2 年半で、10 人に 1 人が口座を開設しているということになり、NISA は着実に普及していると感じている。

一方、4 月からスタートしたジュニア NISA は、口座開設手続きの煩雑さなどが指摘されており、本年 6 月末時点での口座開設数は 13 万 8,000 口座と NISA 口座の初年度の口座数と比べると出足が鈍い状況である。ただ、ジュニア NISA は子や孫の教育費など 18 歳時点からの資金需要への対応を若いうちから計画的に進めるうえで非常に有用な制度であるので、今後も普及に努めていきたいと思う。

加えて 2018 年から新たに非課税期間 20 年、年間積立額 40 万円、総非課税枠 800 万円という「積立 NISA」が導入されることが決定さ

れた。

今後も NISA 及びジュニア NISA、さらには 2018 年からの「積立 NISA」を利用した資産形成を行っていくことの有用性を幅広く理解してもらえるよう、日証協としても広報活動を積極的に展開していきたいと思っている。また、これらの制度が国民の中長期的な資産形成手段として幅広く普及・定着するためには、制度の恒久化は必須であると考えており、引き続き、制度の恒久化、拡充及び簡素化が図られるよう関係各方面に働きかけを行ってまいりたい。

来年の見通しだが、まず今後の米国経済については、トランプ次期大統領の政策の実現性に不透明感が残っているものの、主要閣僚人事を見ると、経験豊富な実業家の意見を広く取り入れる体制が整備されつつあり、経済政策については、現実的な路線をたどるとともに、規制緩和の流れも加速するのではないかとみている。

先日、FOMC において利上げが決定されたが、政策金利水準が利上げ後であってもまだ低い水準であること、そして住宅投資及び設備投資等に行き過ぎがないこと、さらに今後の財政出動が予定されていること等を勘案すると、米国経済は 2018 年頃までは堅調に推移する公算が高いのではないかとみている。現時点でドル高がどこまで容認されるかという点については、新興国経済への影響も含め注意が必要であるとみている。

日本経済については、潜在成長率の引き上げが課題であり、成長戦略の重要性が増すことになる。この点において現政権の実行力に期待するとともに、我々証券界としても成長戦略へ貢献できる事を実施していきたいと思う。

マーケットとの関係では、企業業績は堅調で、2017 年度には 2 桁増益が見込まれる状況にある。円安というプラス要因はあるにしても、企業の合理化及び効率化への努力が好業績を下支えしていることは重要なポイントであると思う。合わせて、上場企業の行動変化、特に株主還元意識の向上には注目すべきであると思っている。試算では、2016 年度上期の自社株買実施額は、約 3 兆円と前年同期比で約 4 割増加し、配当還元を含めた本年度の総還元額は 16.8 兆円程度になり、3 年連続で過去最高を更新する予想となっている。来年も欧

州の国政選挙、新興国経済の動向、さらに米国経済の動向等、引き続き海外要因から目が離せない1年になると思われるが、その中においても日本の株式市場においては、上場企業の行動変化を背景に堅調に推移することを期待したい。

(記者)

社債券等の私募債の取扱い等に関して、規制強化の意義を伺いたい。

(稲野会長)

レセプト債と言われる私募債が幅広く全国の証券会社、特に地方証券会社において取り扱われ、それらのレセプト債が債務不履行となった結果、多くの投資家において損失が発生することになった。また、それらのレセプト債の販売過程において、証券会社における虚偽・誤解表示、あるいは虚偽告知の事例があり、複数の証券会社が行政当局から処分を受け、さらには民事訴訟が投資家側から提起されている状況となった。このような状況を踏まえ、投資家保護という観点から、しっかりとした自主規制規則を設けるべきではないかという問題意識から議論を続け、今回、成案を得ることになった。今後、証券会社が私募債の販売を行うに際し、証券会社が事前にしっかりとチェックをし、かつ販売過程においてもしっかりとディスクロージャーを行い、あるいは公募の潜脱行為となる私募債券が取り扱われないような手立てを講じることによって、一定の投資家保護が図れると考えている。また、この規則を遵守することによって、証券会社のビヘイビアもしっかりとした方向に進むと考えている。

(記者)

規制の実効性を高めるために日証協としてどう取り組むかお聞かせ願いたい。

(稲野会長)

当然のことながら、現場でこの業務がどのように取り扱われるか

ということが非常に大事であり、日証協としてはウォッチをしていく。同時に、毎年の監査においても、私募債等を取り扱っている証券会社の状況をしっかりと把握すべく努めてまいりたい。

(記者)

20日に公表された金融審議会の市場ワーキング・グループ報告書案において、PTSにおける信用取引が解禁されることについて、取引参加者への調査についてはPTSと日証協と取引所間で適切な協力を図っていくことが適当であるとされているが、日証協として今後この取り組みについてどのように関わっていくのか。また、現物取引は事実上東証の独占状態となっているが、本来ダークプールやPTSも含めた幅広い多様な業者があるべきという点についてどのようにお考えか。

(稲野会長)

基本的にPTSにおける信用取引については、報告書案にあるように、利益相反防止のための措置をしっかりと講じ、過当投機排除のために取引所と同等の措置が講じられることが条件とされている。その条件について具体的にどのような運営をしていくのか、あるいは誰がその主体となるのかという点について、技術的な観点も含めて詰めていく必要がある。この点に関しては、当局、取引所、PTSを提供する業者としっかりと議論、連携する必要がある。そのような枠組みを作りながら、日証協としては、報告書案に記載されている方向性にあるように、公正性、透明性及び投資家保護を確保しつつ、証券市場を活性化させるために必要な協力を行っていききたい。

一方で、日証協の経営資源には限りがあり、その経営資源の限界ということも考慮しながら、技術的側面をよく吟味したうえで、現状の業務処理能力に応じた役割分担を考えていくことが実際の道筋なのではないかと思っており、この点についてはしっかりと議論をしていきたい。

複数の取引所あるいはPTS等が相並ぶ形で競争が促進されることがあるべき姿ではないかというご指摘は、その通りだと思う。ただこ

れを外力によって実現することはなかなか難しい。様々な機会を開放しながら、取引における透明性を確保しつつ、かつ流動性を高め、市場参加者の利益に適うような、私設取引も含めた取引システムをどう確立していくかが課題だと思っている。この点について参入機会を広くして活性化していくことは大いに必要なのではないかと考える。

(記者)

昨日、東京地裁は、株式会社エフオーアイの粉飾決算を巡る訴訟の判決で、上場時の主幹事だったみずほ証券にも賠償を命じた。粉飾決算を巡り、上場の審査に関わった証券会社の賠償責任を認めた事例は初めてだと思うが、本件を通じて、上場審査時の引受証券会社のあり方についてどう考えるか。

(稲野会長)

本件の報道については承知している。そもそも金融商品取引法において、有価証券届出書に虚偽記載があるということを知りながら引受けを行った金融商品取引業者は、当該証券を取得した者に対して損害賠償責任を負っていると理解している。今まで適用事例がなかったということも承知している。

本件については、昨日判決が出たということもあり、判決文を入手しているわけではなく、報道でしか承知をしていない。また、みずほ証券からのヒアリングもまだ行っていない状況であり、事実関係の詳細を把握しているわけではないので、これ以上、本件についてここでコメントするのは難しい。

ただ、一般論として申し上げれば、引受証券会社は投資家に代わって発行体の審査をしっかりと行い、さらにそれを発行に際しての開示書類に反映させる責務があり、その責務は重いと理解している。

(記者)

今月公表された税制改正大綱の全般的な感想、「積立 NISA」の年

間上限額が 40 万円に減額されたこと及び NISA については将来的に一本化すると記載されたことについて、それぞれ会長の見解を伺いたい。

(稲野会長)

まず、今般発表された税制改正大綱の内容について、我々証券界としては肯定的に評価している。

今回の税制改正大綱では、証券・投資信託関係では非課税期間 20 年の「積立 NISA」の創設、現行 NISA のロールオーバー上限額の撤廃、確定拠出年金に係る特別法人税の課税停止措置期限の延長、上場株式等の物納順位が第 2 順位から第 1 順位に繰り上げる見直し、インフラファンドに係る期間要件の延長等の措置がなされ、かなり沢山の内容が我々の要望に沿って実現されたと理解している。当然のことながら、このような措置がなされたことに関し、我々は歓迎しており、関係各位に対しては深く感謝申し上げたい。

一方、もちろん課題も残る。今回措置されなかった NISA の恒久化、デリバティブ取引を含めた金融商品に係る損益通算範囲の拡大等については、幅広い国民の自助努力又は世代を超えた中長期的な資産形成を支援するという観点から将来的には必ず実現させるべき課題であると認識しているので、今後も各方面と連携して、全力で取り組んでいきたいと思う。

「積立 NISA」の上限額が 40 万円ということで、現行 NISA の 120 万円、ジュニア NISA の上限額 80 万円よりは少ないが、一方で積立期間と非課税投資期間が 20 年に設定されたことの意義は極めて大きいと思っている。しかも現行 NISA の総非課税枠は年額 120 万円×5 年で 600 万円であるが、「積立 NISA」の場合は年額 40 万円×20 年で 800 万円となり、総非課税枠が拡大したということの意義も極めて大きい。もちろん、上限額が拡大されることに越したことはないが、「積立 NISA」は 2018 年から制度が始まるわけであり、利用実態を見ながら改良の必要があれば、我々としても要望したいと思うが、それはまだ少し先の話である。

次に一本化については配付資料にもあるとおり、税制改正大綱に

において、「少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する」とされている。現行の NISA と新たに創設される「積立 NISA」では、まず口座開設期間や非課税期間、対象商品、投資方法等、非常に多くの点が異なっており、仮に統合を考える場合には余程慎重に考える必要がある。現行の NISA を利用している人は 600 万人以上おり、現行の NISA を評価している人も大変多い。制度の一本化を考えるに当たっては多様なニーズを有する投資家の声に耳を傾ける必要があり、国民の資産形成を支援する制度の重要性を踏まえた検討をお願いしたいと思っている。さらに言えば、「積立 NISA」の開始は 2018 年であるので、「積立 NISA」を基軸にしながら一本化ということを考えるのであれば、「積立 NISA」の利用実態も一本化を検討するうえで重要なデータになり、また、そのような実績を踏まえなければ、具体的な検討は難しいと現段階では考えている。

以 上